



Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

附 属 資 料

I. 諮問と答申

1 総合計画審議会への諮問

八 政 第 1 8 号
平成29年2月17日

八幡市総合計画審議会会長 様

八幡市長 堀 口 文 昭

第5次八幡市総合計画の策定について（諮問）

第5次八幡市総合計画の策定に当たり、八幡市附属機関の設置に関する条例別表の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 総合計画審議会からの答申

平成30年2月6日

八幡市長 堀 口 文 昭 様

八幡市総合計画審議会
会 長 橋 本 行 史

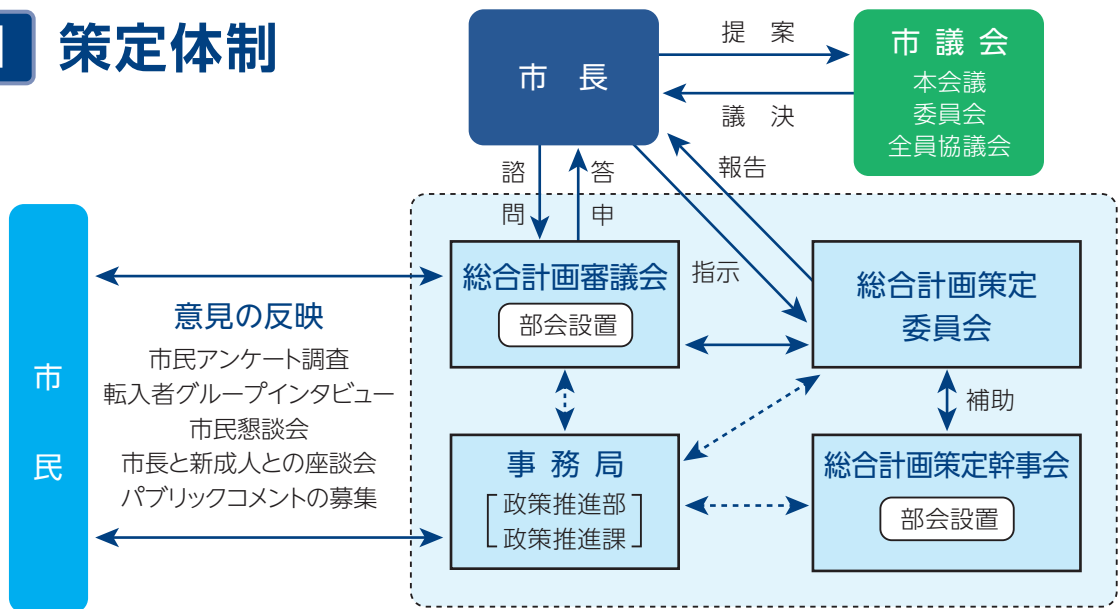
第5次八幡市総合計画の策定について（答申）

平成29年2月17日付け八政第18号で諮問のありました第5次八幡市総合計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

総合計画は、人口減少社会に突入し、さらに厳しい財政状況が見込まれる中にあって、八幡市の今後10年間を見込んだ新しいまちづくりの指針となるものであります。将来都市像とした「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City, Yawata～」の実現に向け、尽力されることを期待します。

Ⅱ．策定体制と策定経過

1 策定体制



2 策定経過

(1) 総合計画審議会

2017（平成29）年

- 2月17日 第1回八幡市総合計画審議会開催
(委員委嘱、第5次八幡市総合計画の策定諮問、第4次八幡市総合計画総括、市民アンケート調査結果、第5次八幡市総合計画基本目標設定等)
- 4月20日 第2回審議会開催
(第5次八幡市総合計画施策体系、審議会における部会設置)
- 5月12日 審議会第1部会（第1回）開催
(基本計画 <ともに支え合う「共生のまち やわた」> 検討)
- 19日 審議会第2部会（第1回）開催
(基本計画 <誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」> 検討)
- 6月 1日 審議会第1部会（第2回）開催
(基本計画 <子どもが輝く「未来のまち やわた」> 検討)
- 審議会第2部会（第2回）開催
(基本計画 <自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」> 検討)
- 7月 6日 審議会第1部会（第3回）開催
(基本計画 <安心・安全な「持続可能なまち やわた」> 検討、市民懇談会結果等)
- 審議会第2部会（第3回）開催
(基本計画 <しなやかに発展する「活力のまち やわた」> 検討、市民懇談会結果等)

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 8月29日 | 第3回審議会開催
(部会の検討状況、将来都市像・基本方針設定方法等) |
| 11月24日 | 第4回審議会開催
(第5次八幡市総合計画 <中間案>) |

2018（平成30）年

- | | |
|-------|--|
| 1月31日 | 第5回審議会開催
(第5次八幡市総合計画 <答申案>、パブリックコメント結果、市長と新成人との八幡市まちづくり座談会結果) |
| 2月 6日 | 「第5次八幡市総合計画の策定」について会長・副会長から市長へ答申 |

(2) 総合計画策定委員会

2016（平成28）年

- | | |
|--------|------------------------|
| 8月15日 | 総合計画策定委員会設置、第1回策定委員会開催 |
| 9月 5日 | 第2回策定委員会開催 |
| 12月19日 | 第3回策定委員会開催 |

2017（平成29）年

- | | |
|--------|-------------|
| 2月 6日 | 第4回策定委員会開催 |
| 4月 3日 | 第5回策定委員会開催 |
| 17日 | 第6回策定委員会開催 |
| 8月22日 | 第7回策定委員会開催 |
| 10月16日 | 第8回策定委員会開催 |
| 11月17日 | 第9回策定委員会開催 |
| 12月 4日 | 第10回策定委員会開催 |

2018（平成30）年

- | | |
|-------|-------------|
| 1月15日 | 第11回策定委員会開催 |
| 2月 5日 | 第12回策定委員会開催 |

(3) 総合計画策定幹事会

2016（平成28）年

- | | |
|--------|------------------------|
| 8月30日 | 総合計画策定幹事会設置、第1回策定幹事会開催 |
| 12月21日 | 第2回策定幹事会開催 |

2017（平成29）年

- | | |
|-------|-------------------|
| 2月 3日 | 第3回策定幹事会開催 |
| 4月11日 | 第4回策定幹事会（部会①～⑥）開催 |
| 28日 | 第5回策定幹事会（部会①）開催 |

5月12日	第5回策定幹事会（部会③）開催
25日	第5回策定幹事会（部会②、④）開催
6月29日	第5回策定幹事会（部会⑤、⑥）開催

(4) 市民参画の取組

2016（平成28）年

10月 7日～	八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」実施 対象：市 民 調 査…18歳以上の八幡市民3,006名 有効回答数1,192票 [有効回収率 39.7%] 転入者調査…他市から転入してきた25～44歳（9月1日時点）の 八幡市民965名 有効回答数220票 [有効回収率 22.8%] 転出者調査…近畿2府4県の市町村へ転出した25～44歳（9月1日時点） の元八幡市民1,021名 有効回答数262票 [有効回収率 25.7%]
---------	--

2017（平成29）年

1月14日	八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」グループインタビュー開催 対象：転入者調査回答者のうち協力意向を示した八幡市民 7名
5月11日～ 12月20日	市民懇談会（ワールドカフェ方式）開催（市内5地域） 参加者総数：99名 市長と新成人との八幡市まちづくり座談会開催 対象：成人式実行委員のうち参加意向を示した委員 4名
22日～	パブリックコメント募集（八幡市ホームページ、広報やわた、市内公共施設等 で「第5次八幡市総合計画 <中間案>」を公表） 件数：4名5件

(5) 議会における協議等

2016（平成28）年

6月30日	平成28年八幡市議会第2回定例会において「八幡市総合計画策定条例」を可決
-------	--------------------------------------

2017（平成29）年

3月24日	八幡市議会全員協議会で「第5次八幡市総合計画の基本目標等（素案）」について報告・協議
12月14日	八幡市議会全員協議会で「第5次八幡市総合計画（中間案）」について報告・協議

2018（平成30）年

2月13日	八幡市議会全員協議会で「第5次八幡市総合計画（最終案）」について報告・協議
2月27日	平成30年八幡市議会第1回定例会において「第5次八幡市基本構想について」を可決

Ⅲ．市民参画の取組結果の概要

1 市民アンケート調査

(1) 調査の目的と概要

1－1．調査の目的

市民に住みよいまちづくりをめざした行政運営の基本方針となる新たな総合計画の策定にあたり、八幡市のこれまでの取組への評価やまちづくりのあり方などについての市民の意見を把握するべく、実施しました。

1－2．調査の概要

1) 調査方法

調査名称		八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」
実施期間		平成28年10月7日（金）～10月24日（月）
調査方法		郵送による調査票の配布・回収
調査対象	市民調査	八幡市に住民登録している18歳以上の方（注）
	転入者調査	他市から八幡市に転入されてきた25～44歳（平成28年9月1日時点）の方
	転出者調査	近畿2府4県の市町村に転出した25～44歳（平成28年9月1日時点）の方

（注）過去の回収状況を参考に、回収数が実際の人口分布に近くなるよう、性別・年齢階層・地区別に補正比率を設定して算出した男女別・年齢別・地区別の抽出数に基づいて無作為抽出。

2) 回収状況

名称	発送数	未達数	有効発送数	有効回答数	回収率
市民調査	3,021	15	3,006	1,192	39.7%
転入者調査	976	11	965	220	22.8%
転出者調査	1,050	29	1,021	262	25.7%

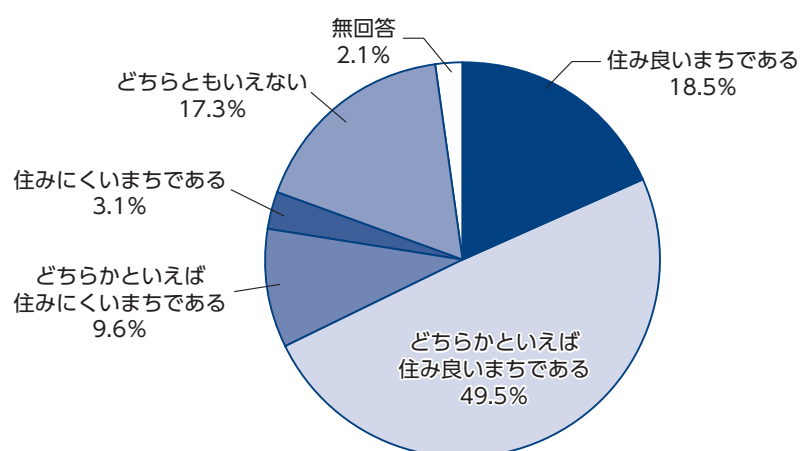
(2) 調査結果の概要

2-1. 八幡市の住み良さ

1) 八幡市の住み良さ

八幡市の住み良さは、「どちらかといえば住み良いまちである」が49.5%と最も多く、「住み良いまちである」(18.5%)と合わせて、約7割が住み良いと評価している。

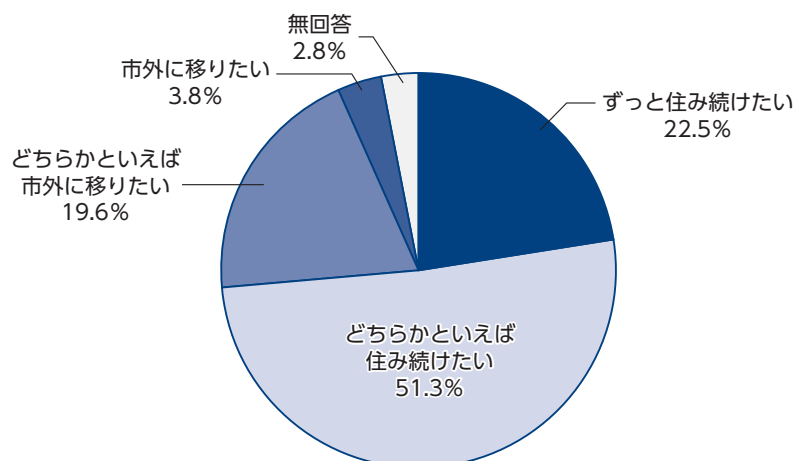
一方、住みにくい(「どちらかといえば住みにくい」(9.6%)と「住みにくい」(3.1%)の合計)は12.7%、「どちらともいえない」が17.3%となっている。



2) 今後の居住意向

今後の八幡市での居住意向は、「どちらかといえば住み続けたい」が51.3%と最も多く、「ずっと住み続けたい」(22.5%)と合わせて、約7割が八幡市での継続居住の意向を示している。

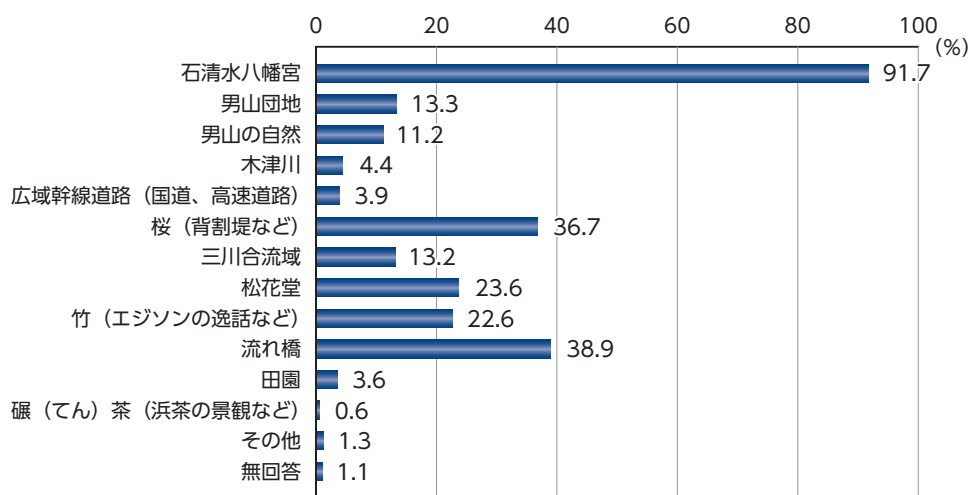
一方、市外への転出意向のある方(「どちらかといえば市外に移りたい」(19.6%)と「市外に移りたい」(3.8%)の合計)が約2割となっている。



2-2. 八幡市のこれからのまちづくりについて

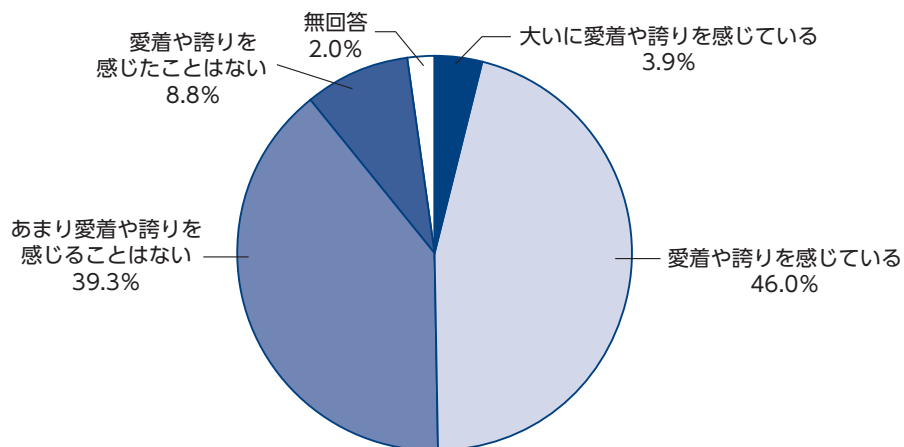
1) 「八幡市らしさ」をイメージするもの

「八幡らしさ」をイメージするもの（3つ以内）は、「石清水八幡宮」が91.7%と群を抜いて多くなっている。次いで「流れ橋」（38.9%）、「桜（背割堤など）」（36.7%）となっている。



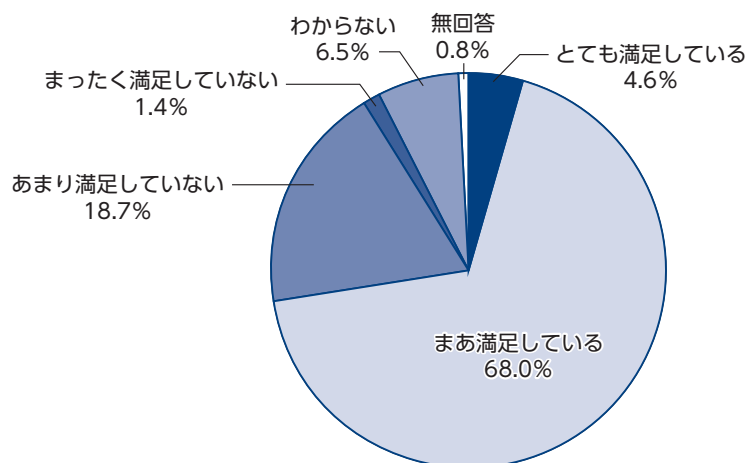
2) 「わがまち・八幡」への愛着や誇り

「わがまち・八幡」への愛着や誇りについて、「感じている」と「感じたことはない」が拮抗している。



3) 八幡市での暮らしの満足度

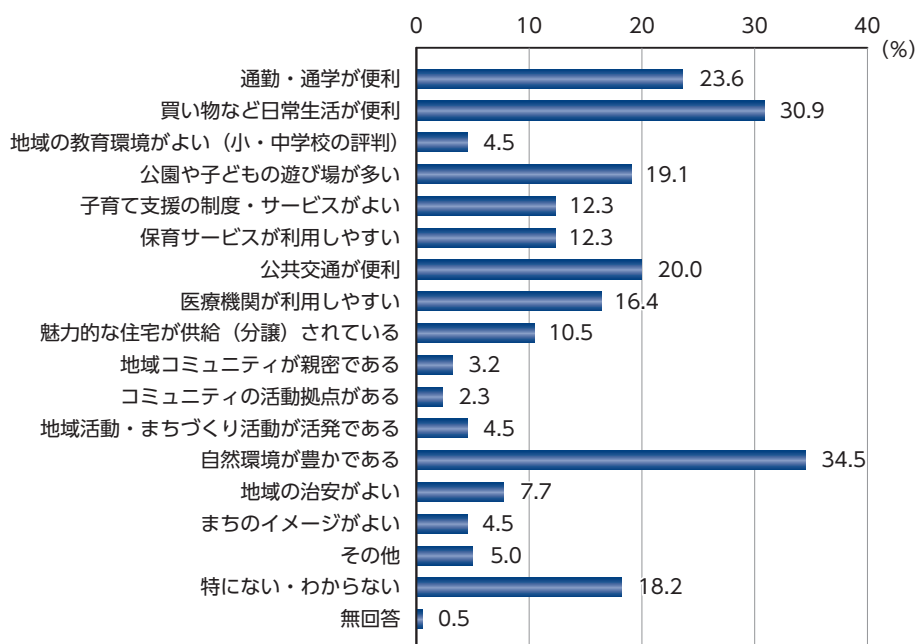
八幡市での暮らしの満足度は、「まあ満足している」が68.0%で、「とても満足している」(4.6%) と合わせて、約7割が満足している。



4) 八幡市の魅力 (転入者調査・転出者調査より)

①転入者調査

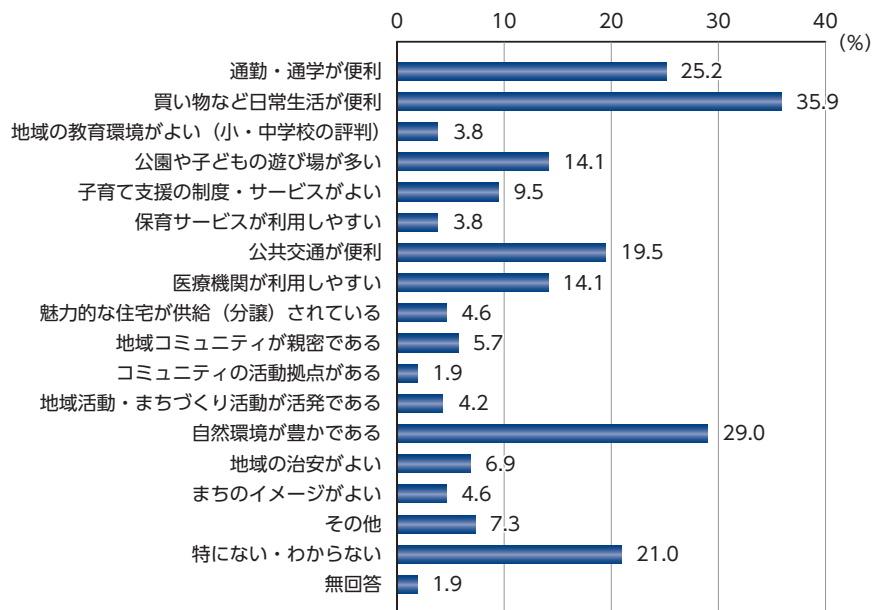
本市への転入者が、以前住んでいた地域に比べて感じる八幡市の魅力は、「自然環境が豊かである」(34.5%) が最も多くなっている。次いで「買い物など日常生活が便利」(30.9%)、「通勤・通学が便利」(23.6%) となっている。



②転出者調査

本市からの転出者が、八幡市居住時に感じていた八幡市の魅力は、「買い物など日常生活が便利」が35.9%と最も多く、次いで「自然環境が豊かである」(29.0%)、「通勤・通学が便利」(25.2%)、「公共交通が便利」(19.5%)が多くなっている。

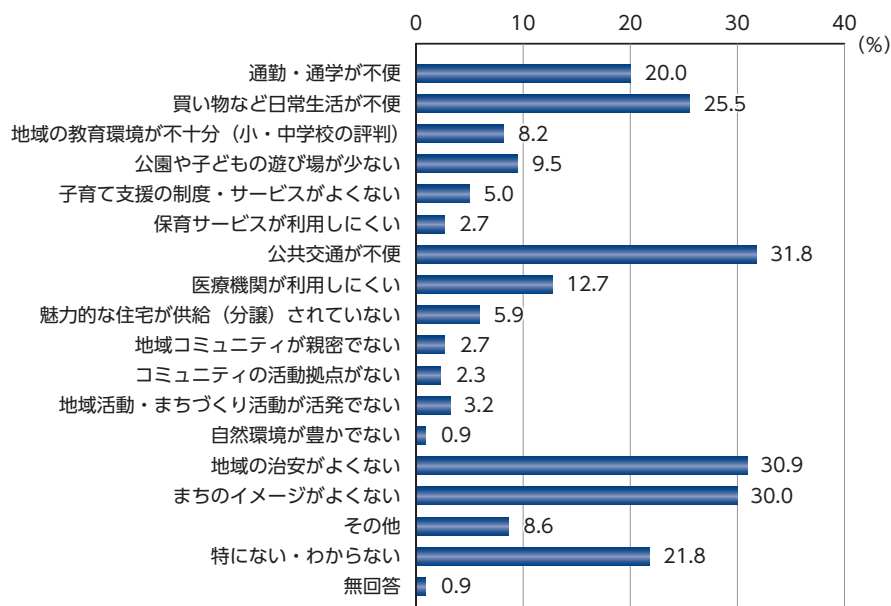
一方、「特にない・わからない」とする人が21.0%みられる。



5) 八幡市の不満 (転入者調査・転出者調査より)

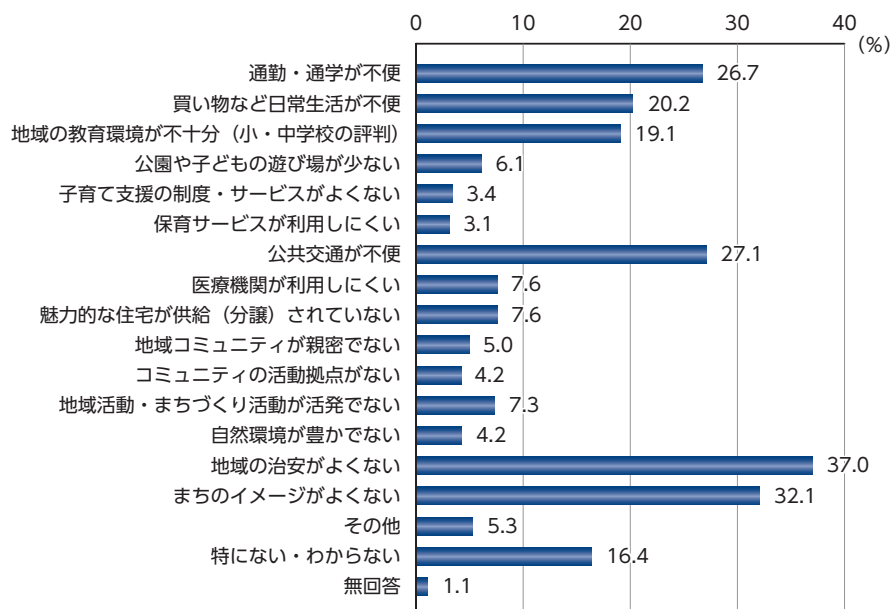
①転入者調査

本市への転入者が、以前住んでいた地域に比べて感じる八幡市の不満は、「公共交通が不便」(31.8%)が最も多く、次いで「地域の治安がよくない」(30.9%)、「まちのイメージがよくない」(30.0%)となっている。



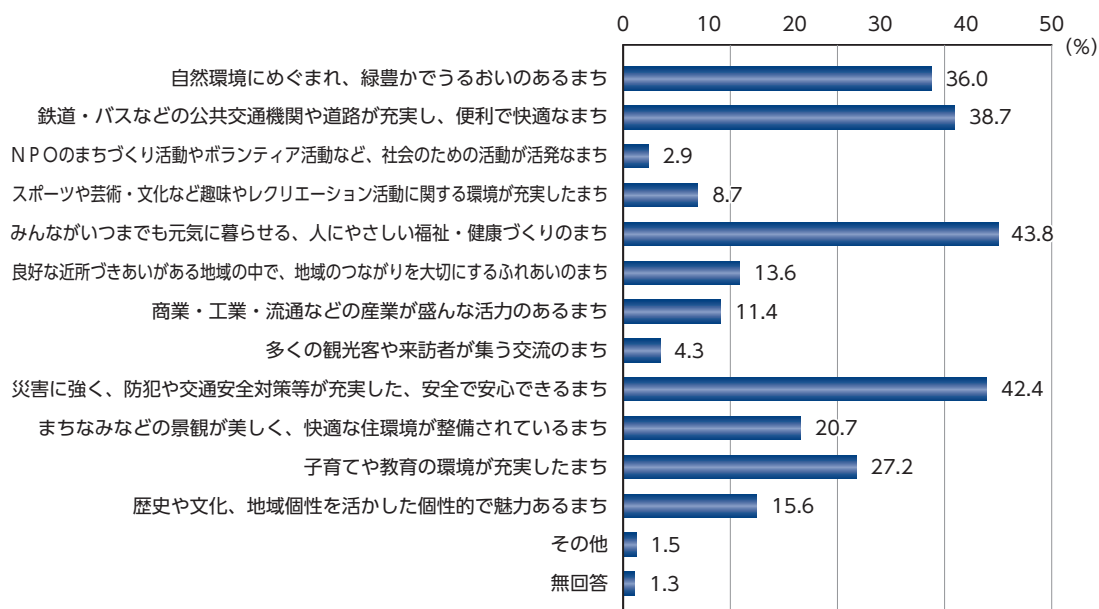
②転出者調査

本市からの転出者が、八幡市居住時に感じていた八幡市の不満は、「地域の治安がよくない」が37.0%と最も多く、次いで「まちのイメージがよくない」(32.1%)、「公共交通が不便」(27.1%)、「通勤・通学が不便」(26.7%)となっている。



6) これからの八幡市に望むもの

これからの八幡市がどのようなまちであってほしいか(3つ以内)については、「みんながいつまでも元気に暮らせる、人にやさしい福祉・健康づくりのまち」(43.8%)が最も多く、次いで「災害に強く、防犯や交通安全対策等が充実した、安全で安心できるまち」(42.4%)、「鉄道・バスなどの公共交通機関や道路が充実し、便利で快適なまち」(38.7%)となっている。



2 市民懇談会

開催概要

第5次総合計画策定に向け、地域の特性や課題、新たにめざすべき将来のまちの姿について市民の考えを話し合っていたいただき、計画に反映させていくため、平成29年5月に市内5地域で市民懇談会を実施しました。各回11～29人の市民に集まっていただき、3つのテーマに分かれて意見を出し合っていました。

開催日	開催地域(小学校区)	場 所	参加者数
5月11日(木)	有都	やわた流れ橋交流プラザ 四季彩館	17人
5月16日(火)	くすのき、さくら、南山	生涯学習センター	29人
5月17日(水)	美濃山	美濃山コミュニティセンター	11人
5月22日(月)	橋本	橋本公民館	17人
5月25日(木)	八幡、中央、美豆	八幡市文化センター	25人

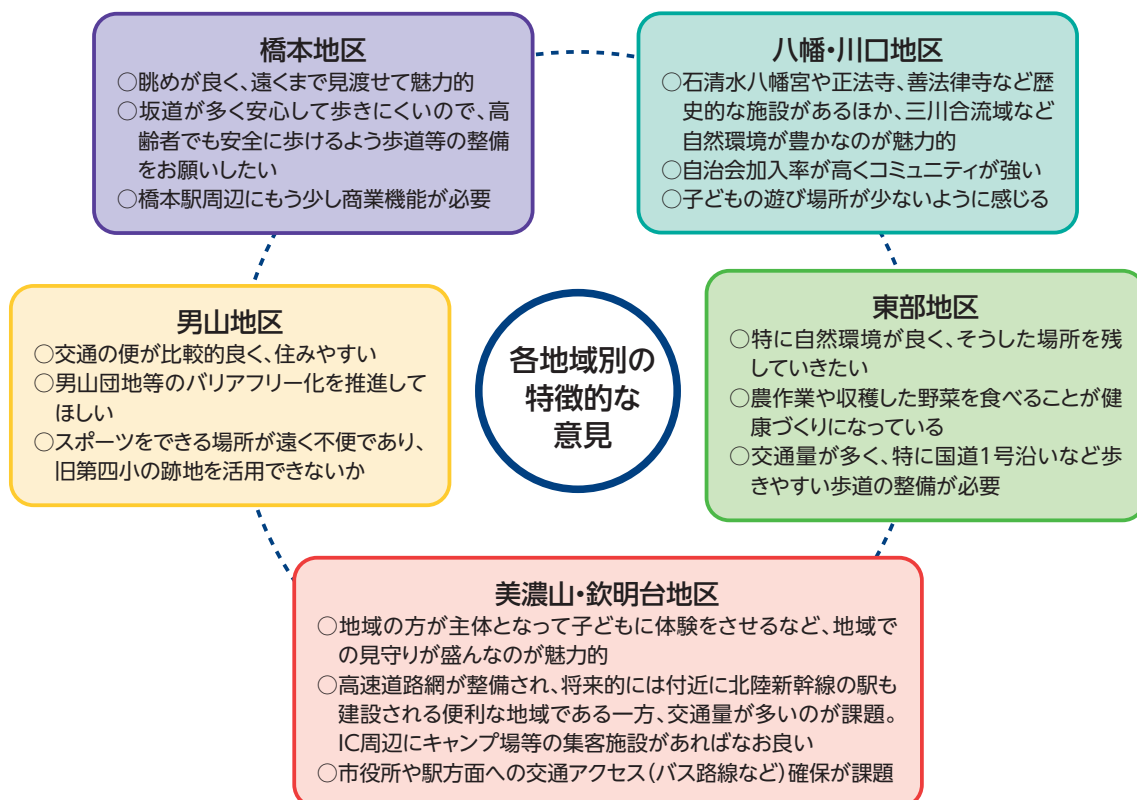
テーマ

1. 「暮らしやすいまち、住みたいと思うまち」にするために
2. 「夢と志を抱き、挑戦しようとする子どもを育むまち」にするために
3. 「誰もがいつまでも健康で幸せを感じて暮らせるまち」にするために

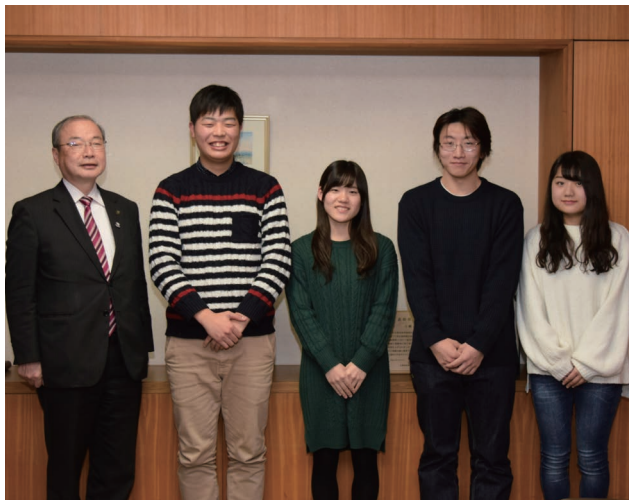
各基本目標に関連する主な意見

基本目標	主な意見
①共生	● 自治会加入率が高く、地域コミュニティが強いのが魅力的。 ● リタイア後も何らかの形で活躍できる場を創出してはどうか。 ● 若い人に活躍してもらえるような場所にしたい。イベント等を実施して地域を盛り上げてもらってはどうか。
②未来	● 待機児童がないことが魅力的。 ● 子どもたちが外へ出てまちの人たちと関われるよう、集まれる場を創出し、子どもたちの声が聞こえるまちにしてほしい。 ● 市が実施する施策が市民にあまり浸透していない。PR方法などの工夫が必要なのでは。 ● 自然が多い、農業と触れ合える、お茶畑があるなどの八幡らしさを活用し、子どもの感性を磨くような体験型の企画を実施してはどうか。 ● 多種多様な団体が協力して子どもたちに対する様々な取組を実施していけないか。 ● 子どもの生きる力を育むには、まずは学力のサポートが必要。そして、学力だけでなく「人と対話する力」も重要。 ● 学力をつけさせることにより、貧困の連鎖を食い止める必要がある。 ● 隣人関係が希薄であると、子ども同士の関係もトラブルに発展しやすい。何らかの対策が必要。

③健幸	● 公園に子ども向け遊具だけでなく健康遊具等を積極的に設けることで、多世代が集まれる場所にしてはどうか。 ● 健康づくり関連の情報（検診・イベント・健康マイレージ等）を積極的にPRしてはどうか。 ● 歩道に桜並木を整備する、途中で休憩できるようなベンチ等を設置するなど歩きたくなる街並みにしてはどうか。 ● 高齢者が運転免許を返納すると、移動手段がなくなる。在宅医療の充実やコミュニティバスの路線を増やす等の対策が必要では。
④観幸	● 背割堤の桜や木津川、緑や田園など自然が豊かであることが魅力。 ● 石清水八幡宮や背割堤など、観光資源はあるのにPRしきれていない。 ● せっかく八幡市を訪れてもらっても、食事や宿泊など消費の場がないのが課題。企業とタイアップしたり、駅周辺をきれいに整備すべき。 ● 地域の歴史を伝えていくことにより、住民の地域に対する愛着が高まるのではないかと。
⑤活力	● 新名神高速道路の開通などにより、便利になった交通アクセスを活用する、八幡市駅前を市の玄関口としてきれいに整備するなどして、都市活力の基盤を整えてはどうか。 ● ハードの整備も重要だが、住民自身がまちの魅力となり、活力の創出に繋がっていくようなまちづくりが重要である。 ● 市内に残る自然環境との調和を図りつつ、まちの活性化に繋がる開発も考えてほしい。
⑥安心・安全	● 顔の見える関係性づくりと安心・安全の環境づくりが重要。 ● 防犯、空き家、ごみの不法投棄等への対策が必要。 ● 自主防災活動の担い手の高齢化が課題。 ● 路上駐車されているトラックの待機場を設置すれば、景観改善が期待できるとともに、災害時の避難場所としても利用できるのではないかと。



3 市長と新成人との八幡市まちづくり座談会



平成29年12月20日、「市長と新成人との八幡市まちづくり座談会」を開催しました。第5次八幡市総合計画に次代を担う若者の意見を取り入れるため、成人式実行委員の4人のみなさんに、これからのまちづくりについて、次のテーマで堀口市長と語り合っていました。

テーマ

1. もっと八幡市を好きになるには
2. 10年後の八幡市に望むもの
3. まちづくりへの関わり方

今回お話しいただいたみなさん



長江 宥樹 さん
(成人式実行委員長)

- ①これといって変化したことがない。
- ②夢だった教職に就き、稼いだお金を奨学金の返済に充てたい。結婚はその後。



市丸 琴 さん
(成人式実行副委員長)

- ①“大人”になるという自覚やそれに伴う責任に重みを感じる。
- ②結婚して幸せな家庭を築く。



市丸 真子 さん
(成人式実行委員)

- ①社会を支える側になる自覚を持ち、社会全体に関心を持つことの必要性。
- ②栄養士としてキャリアを積む。



小栗 旺雅 さん
(成人式実行委員)

- ①今までとは違い、少し責任感が増した。
- ②20代の間にゲームクリエイターとして独立し、家庭を持ちたい。

①…新成人になって感じたこと ②…これからのライフプラン

“やわた”のこんなところが魅力

長江：私は、日々の挨拶など、地域の人々から家族といような温もりを感じられる**アットホームな雰囲気**に魅力を感じます。

小栗：大阪と京都の中間点にあり、**交通の便が良い**点も魅力的ですね。

市丸(琴)：私は、**緑が多くて空気がきれい**なところが魅力的だと思います。

市丸(真)：有名な石清水八幡宮があり、**多くの観光客で賑**

わっている一方で、のどかな風景が今なお残っている点も良いですね。

市長：交通の便について、鉄道網は市北部しか通っていないため、必ずしも便利とは言えないが、道路網に関しては府道京都守口線、国道1号など京都一大阪間をつなぐ路線が複数あり、間違いなく便利と言えます。交通至便でありながら農地面積が多い自治体は珍しく、そこは一つの魅力と言うことができるのではないのでしょうか。

10年後の八幡市と私たちのこれから

『地域のつながりを守り、伝えたい』

長江：私は、今あるやわたの「アットホームな雰囲気」をこれからも守っていききたいし、これから先、八幡市を離れることがあっても、帰ってきたときに「ホッ」と安心できるまちであり続けてほしいと思っています。そのためには、**日常生活のなかでそうした地域のつながりを大切にしたい**と考えていま

す。

小栗：小さいころの話ですが、地域の祭りを住民が一丸となって盛り上げようと取り組んでいたのが印象的でした。そうした**地域のつながりや地域の活力はとても大切**だと思います。

市長：頼もしいですね。ただ、現役世代の方々は仕事もあり、地域活動に参加するといっても限界があると思います。何も中心になって活動するばかりが全てではないと思うので、「できる範囲でちょこっとだけ関わる」ということを大切にしてみてください。

長江：まずは、地域との交流を大切にしたり、地域の催しに積極的に参加することで、少しずつ貢献していこうと思います。

『みんなが健康に暮らせるまちにしたい』

市長：市は現在、健康づくりに係る施策に重点的に取り組んでいます。みなさんは若いので大丈夫だと思うが、リタイアしてからいきなり運動しようと思っても無理があるので、40代・50代のうちから出歩く習慣づけをしてもらいたいと思うし、いつでも歩いて出やすいまちづくりをしていく必要があると考えています。

市丸（琴）：運動するといえば、飼い犬の散歩くらい。社会人になってから運動する機会がほとんどなくなってしまいました。

市長：生活習慣として運動は大事ですが、琴さんが言われたように、社会人になるとその機会は極端に少なくなります。ある時期を過ぎたら、強制的にでも運動しなければ、健康を維持するのは難しいんです。

市丸（真）：私は栄養士をめざしているのですが、子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせる

まちづくりに、食事の面で少しでも貢献できればと考えています。個人的には、先ほど市長が言われたように自主的に運動するなど、**自分の健康を自身で維持できる社会が理想**ですね。

『新しいことにチャレンジする活力あるまちであってほしい』

小栗：大阪からも京都からも交通アクセスが良い点、2021年の文化庁京都移転を好機と捉え、新しい産業でまちを活性化できないかと考えています。私はゲームクリエイターになり、将来独立したいと考えているので、個人的にはアニメ・ゲームなどのコンテンツ産業がよいと思います。

市長：コンテンツ産業にはあまり詳しくありませんが、そうした産業によりまちの活性化を図っていくなら、小栗さん自身はどのように関わっていけるとおもいますか？

小栗：**自身の仕事を通じて**、市で新しいコンテンツを立ち上げる際の企画や広報などに関わりたいですし、**やわたの活性化に少しでも役に立ちたい**と思います。

市長：将来は独立したいという話もあり、たいへん頼もしく感じます。なかなか報われないこともあるかと思いますが、ぜひ前向きにチャレンジしてほしいと思います。

『安心して暮らせるまちであってほしい』

市丸（琴）：「八幡市＝治安が悪い」と周りに思われていることがよくあります。そのマイナスイメージを払拭していけば、市としての魅力がもっと上がり、自信を持って八幡市民と言える人が増えるのではないのでしょうか。

市丸（真）：街灯の少ない道では、暗くて怖いと感じることもあるので、街灯設置など安全対策をしてもらえたら、と思います。

市長：街灯のLED化により、以前に比べると明るくはなっていますが、先ほど述べた「いつでも歩いて出やすいまちづくり」のためにも、みなさんが安心して歩けるよう取り組んでいく必要があると考えています。

市丸（琴）：「怖い」というまちのイメージを払拭し、誰もが安心して暮らせるまちになってほしいと思います。そのためにも、当然のことながら**マナーを守ったり、近所の人とつながりを保つなど、地域の一員としてできることを着実に実践していきたい**です。

おわりに

座談会を通じて

市丸（琴）：若い力は非常に大事だと自認しています。一方で、年を重ねるごとに八幡市を離れる若者が増えていくのも事実です。そんな若者がまた「八幡に帰ってきたい」と思えるよう、学校をはじめ様々な場所で市への愛着が芽生えるような取組を推進していただきたいと思います。

市長から新成人へのメッセージ

市長：みなさんがどのようにまちづくりに関わっていききたいか、しっかり考えられていることは素晴らしいと思います。若い間の失敗はのちの人生において必ず糧になりますし、これからも夢を持ち続け、チャレンジしてってください。みなさんのお話を聞いていて、**私も夢のあるまちづくりをしていきたい、と思いを新たにしました。**

Ⅳ. 用語集

【英数字】

2025年問題	2025年には団塊の世代すべてが75歳以上になるなど、超高齢社会の到来に伴って生じると考えられている、社会保障の負担の増大をはじめとする様々な問題のこと。
BOD	Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川の汚染物質（有機物）が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量を示す指標。値が大きいほど、その水中には汚染物質が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字をとった略称。
PFI	Private Finance Initiative の頭文字をとった略称で、公共施設の建設・維持管理・運営等に、民間の資本や経営ノウハウを取り入れることにより、良質な公共サービスを提供することを目的とした手法。
PPP	Public Private Partnership（公民連携）の頭文字をとった略称で、公共と民間が連携して公共サービスの提供を行う仕組みの総称。
SNS	Social Networking Service の略称で、インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。
持続可能な開発目標（SDGs）	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成された2016年から2030年までの国際目標。

【あ】

有馬・高槻断層	ほくせつ 北摂山地と大阪平野・六甲山地の境界部にほぼ東北東－西南西に延びる活断層帯。
---------	--

【い】

一億総活躍社会	「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とした、国の構造的な問題である少子高齢化に対する取組名称。
一次予防事業	介護保険の第1号被保険者（65歳以上高齢者）全員を対象とし、中でも要支援・要介護状態等になるリスクの少ない人が活動的な生活を維持できるよう、生活機能の維持・向上を図る事業。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもも含めたすべての子どもが共に学ぶ教育。

【お】

オープンデータ	許可されたルールの範囲内で誰でも自由に複製・加工や頒布などができるデータ。
お茶の京都DMO	(一社) 京都山城地域振興社の通称(DMOは Destination Management / Marketing Organization の略)。お茶の京都地域の京都府南部12市町村(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)と京都府の共同連携事業として、交流人口や観光消費額の拡大、宇治茶をはじめ地域資源のブランド化を図り、地域振興を図ることを目的に平成29年3月に設立された組織。
男山地域 まちづくり連携協定	京都府知事立会いのもと、平成25年10月25日に関西大学、独立行政法人都市再生機構西日本支社、八幡市で締結した男山地域のまちづくりに関する協定。子育て支援、地域包括ケアの確立、コミュニティ支援・人材育成を大きな柱とし、連携した取組を進めている。
男山やってみよう会議	男山地域まちづくり連携協定に基づく主な取組の一つで、幅広い世代の住民が集い、男山地域のまちづくりについて自分たちの手で何ができるかを話し合うことを目的に、平成27年3月に公募メンバー36名で発足。現在、複数のチームが結成され、様々な活動が行われている。
おひさまテラス	男山団地A地区集会所において、子育てサークルを主催していた地域住民が中心となり運営する地域子育て支援施設。(平成26年12月開設)

【か】

学校支援地域本部	市内4中学校区に設置され、地域住民がボランティアとして学校の教育活動に参加することで、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、学校の教育活動の充実及び地域の教育力向上並びに地域の子どもの安全確保を図るため活動する組織。
観光情報ハウス	京阪八幡市駅前にある観光案内施設。八幡市及び近隣市町村の観光パンフレットを数多く取り揃えている。やわた観光ガイド協会のボランティアガイドが常駐し、観光ガイドの受付、観光情報の発信、観光ルートや時間配分のアドバイスなどを行っている。
官民データ活用 推進基本法	「官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与」することを目的とした法律。

【き】

絆ネットワーク (略称：絆ネット)	行政や地域福祉を担う団体・住民等の連携(ネットワーク)により、地域の高齢者や障がい者、子どもなど配慮を要する人たちの見守りを行う仕組み。
絆ネットワーク構築 支援事業	地域において絆ネットワークの仕組みを構築し、新たな見守り活動の展開を支援する事業。
帰宅困難者	大規模災害時に外出している人のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)。

義務的経費	その支出が義務付けられ任意に節減できない、きわめて硬直性の強い経費をいう。特に人件費、扶助費、公債費の3つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。 当該3つの費目の占める比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い、地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくるといわれている。
共助	個人や家族では解決できない問題を地域の中でお互いに助け合うこと。
京都ジョブパーク	ハローワークと緊密に連携し、相談から就職、職場への定着まで、ワンストップで支援する京都府の総合就業支援拠点。キャリアカウンセラーのサポート、セミナーや企業説明会の開催、就職後の相談、定着支援セミナー等を行っている。
京都宣言	2016（平成28）年10月のスポーツ・文化・ワールド・フォーラム文化会議全体会において発表された「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して」の通称。
京都地方税機構	京都府と府内25市町村（京都市を除く）で組織され、税業務を統合的に行い、納税者の利便性の向上や業務の効率化を図り、公平公正な税務行政を行う広域連合。
京都府 後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年2月1日に京都府内全市町村で設立され、被保険者の資格管理、保険証の発行、保険料・医療給付等の決定等を行う広域連合。
京都府市町村企業誘致 推進連絡会議	府内の地域経済活性化と就業機会の拡大を図るため、新産業の育成や集積促進等を含めた産業立地施策の一環として、企業誘致を推進する意向のある府内19市町と京都府が連携し、効果的な企業誘致活動の展開を図る組織。
緊急消防援助隊	阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために創設されたもの。

【く】

クールジャパン	日本独自の食や観光、ファッション、デザインなどの文化・サービス等が海外で“クール”（洗練された、感じの良い等の意味）と評価を受けている現象またはその文化・サービス自体を指す表現。
---------	---

【け】

計画相談支援	障がい者・障がい児の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用が図られるよう、障がい福祉サービス等の利用計画に関する相談や作成などについて支援が必要と認められる人に対し、ケアマネージャーによるきめ細かな支援を行うサービス。
--------	--

経常収支比率	地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。
刑法犯認知件数	主に「刑法」に規定される犯罪について、警察において発生を認知した事件の数。
健幸アンバサダー	健康に関する総合的かつ正確な情報や情報の伝え方を学び、健康無関心層を含む周囲の人たちへ「□コミ」で情報を伝える人。
健康寿命	平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いた寿命を指す。
健康マイレージ事業	定期的な運動や健康診査の受診などの様々な健康づくりに取り組んでポイントを貯め、寄付や景品と交換できる事業。
健康無関心層	自身の健康づくりについて関心が薄く、食生活の改善や健康診断の受診等、健康づくりの取組を実施していない人々のこと。
権利擁護事業	認知症や障がいなどで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用の仕方や金銭管理など日常生活に困っている方に対して、安心して生活できるよう支援する事業。

【こ】

合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数を示す指標。
高投資型農業経営	農業機械や施設への投資額を大きくし、農業経営の安定・発展を図る手法。
交流人口	定住人口（居住者）とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買物、観光等で他地域から訪れることによって、地域の活性化に結びつく人口。
国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。
子ども・子育て会議	「子ども・子育て支援法（平成24年制定）」において市町村への設置が努力義務化されたことから、条例に基づき「八幡市子ども・子育て会議」として設置。学識経験者、子育て支援事業関係者、事業主の代表者、労働者の代表者、子どもの保護者から構成され、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況等について審議を行う附属機関。
小堀遠州	江戸時代初期に活躍した大名、茶人、建築家、作庭家。書画、和歌にもすぐれ、王朝文化の理念と茶道を結びつけ、「綺麗さび」と特徴づけられる遠州流茶道の祖とされている。松花堂昭乗とともに「閑雲軒」を造ったと伝わる。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	産婦の健やかな生活及び乳児の健全な成長発達を援助するため、保健師又は助産師が家庭を訪問し、育児等の保健指導を実施する事業。

【さ】

災害時要援護者対策事業	高齢者や要介護者、障がい者など、防災上特に配慮が必要な人（要配慮者）のうち、独居高齢者など避難時に特に支援を必要とする人（要支援者）の把握を行い、支援者による支援体制の整備を行う取組。
査証制度	査証はビザとも呼ばれ、入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示す証書のこと。査証制度はその査証発給に関する制度。

【し】

私債権	金銭の給付を目的とする市の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権。
自治連合会	自治組織団体相互の連携及び各団体の円滑な運営に資すること等を目的として、複数の自治組織団体で構成される連合組織。市内全自治組織団体で構成される「八幡市自治連合会」及び一部地区の自治組織団体で構成される「地区連合会」がある。
指定文化財	文化財のうち、特に重要なものを国や府、市が指定し、保護するもの。
児童発達支援センター	地域の障がい児の通所施設であり、集団生活に適應できるよう、日常生活における基本的動作の指導や知識・技術の習得などの支援及び家族への相談対応を行うほか、障がい児を預かる施設への援助・助言など地域支援の中核的な機能を担う。
市民協働活動センター	NPO団体などの市民による、自主的で非営利な社会貢献活動を支援するための活動施設。団体同士の連携や市民協働に関する情報収集・発信、協働のネットワークづくり、市民や団体が参加できる研修会、講演会等の企画・運営を行っている。
生涯学習人材バンク	市民の学習ニーズに応えることを目的に、豊富な知識（技能）や経験を生かして地域に役に立ちたいという人を講師として登録し、個人や自主サークル等の依頼に応じ紹介を行う事業。
障がい児・者相談支援事業所	障がい児・者が障がい福祉サービスを利用するための計画作成を行う特定相談支援事業所、及び障がい児・者が施設や病院から出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所の総称。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。（平成28年4月施行）
松花堂昭乗	江戸時代初期の石清水八幡宮の社僧であり、寛永年間を中心に活躍した当代随一の文化人。書においては、松花堂流または瀧本流という書風を確立し、近衛信尹、本阿弥光悦と共に「寛永の三筆」と称せられた。
城南衛生管理組合	宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・宇治田原町の3市3町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を行う。

将来負担比率	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。
食生活改善推進員	市民の健康づくりを推進するため、講習会や巡回活動などを通じて、食生活の改善を中心とした健康づくりに関する知識の普及などを行うボランティア。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に制定された法律（施行から10年間の時限立法）。事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表を義務付けている。 ※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあつては努力義務
人権擁護委員	国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、侵犯された場合には、速やかに適切な救済措置をとることを使命として、法務大臣より委嘱され、市町村に設置される民間ボランティア。
神仏習合	神と仏を併せて祀る考え方。

【す】

水防事務組合	水による災害を警戒・防御し、被害を最小限に抑えるため、隣接する自治体と共同して設立している事務組合であり、八幡市は澱川右岸水防事務組合（京都市、八幡市、久御山町で構成）、淀川・木津川水防事務組合（宇治市、京都市、城陽市、八幡市、久御山町で構成）に加入している。
スマートウェルネスシティ	「ウェルネス（＝健康：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること）」をこれからのまちづくりの政策の中核に位置づけ、住民が健康で幸せに暮らせる新しい都市モデル。

【せ】

青少年育成補導委員会	青少年の育成を図ることを目的とし、学校や地域の枠を超えた文化・スポーツ活動による子ども達の交流を図る組織。本会及び各地区別に置かれた支部で組織され、綴喜地区青少年問題連絡協議会や市内関係諸機関と連携し、子どもの安心・安全セミナー等への参画や啓発活動など、子どもを取り巻く社会環境の整備にも取り組んでいる。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

【そ】

創業支援事業計画	地域における創業促進を目的として、産業競争力強化法に基づき、国の認定を受けた計画。ワンストップ相談窓口において、国、府、市等の支援施策を紹介し、相談内容に応じ、各創業支援機関を紹介。各創業支援機関にて一定の支援を受けた後、市が発行する証明書により、様々なメリットを受けることができる。
----------	--

ゾーン30	生活道路や住宅地が集積している区域を「ゾーン」として設定し、ゾーン内の最高速度を「30km/h」に規制することで、歩行者や自転車利用者の安全を優先するための交通事故防止対策。ゾーン内では、交通規制のほか、路面標示や路側線、カラー舗装など交通安全に配慮した整備が行われる。
-------	---

【た】

第3セクター	市が資本金その他これらに準じるものを出資している団体及び市が人的または財政的援助を行っている団体。
多職種連携在宅療養支援協議会	地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が連携して在宅生活を支える体制を整備するために必要な方策等について検討を行う協議会。
男女共同参画社会基本法	男女がお互いの人権を尊重し、責任と利益を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律。平成11年(1999年) 6月施行。
だんだんテラス	「男山地域まちづくり連携協定」に基づく地域のコミュニティ拠点施設として平成25年11月16日に開設。関西大学の学生等が常駐し、365日オープンで運営を行っており、住民主体のまちづくりに関する様々な取組が生まれている。

【ち】

地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。
地域生活支援拠点	障がいのある人の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる中心的な支援拠点。
地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地方公共団体が行う事業。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるための包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括ケア複合施設	地域包括ケアの推進を目的とし、介護保険サービスを一つの建物で複合的に提供できる体制を整備している施設。本市では平成27年に男山地域に設置されており、介護予防拠点となる「多目的ホール」、在宅で24時間体制の医療・介護の支援を受けられる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、低所得者向けの居住施設である「あんしんサポートハウス」、常時の介護が必要な方が対象の「地域密着型特別養護老人ホーム」を併設している。
地域未来投資促進法	地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するための法律。

地域若者 サポートステーション	働くことに悩みを抱えている若者に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験等により、就労に向けた支援を行う厚生労働省委託の支援機関。
茶香服	5種類のお茶の味や香りなどから銘柄を当てるゲーム。南北朝時代に「闘茶」と呼ばれ、文化人の遊びとして流行し、現在では服装や礼儀作法に関係なく、誰もが参加可能である。

【つ】

通所型サービスB	高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らせるよう、地域住民が主体となって行う体操や運動等の活動などの介護予防に資するサービス。
----------	--

【て】

テレワーク	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
てん茶	抹茶の原料となる茶葉で、緑色が濃く、苦みや渋みがない優しい甘さの最高級の茶葉。八幡市の北東を流れる木津川の河川敷には、てん茶を栽培する茶畑が広がっており、水辺の砂地で栽培されていることから「浜茶」と呼ばれている。

【と】

登録文化財	指定文化財以外で、重要なものを国や府が登録し、保護するもの。
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）である。
都市計画道路	都市計画区域内の主要道路として決定・建設される道路。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更等に関する事業。
特化係数	産業の業種構成などにおいて、その産業の当該地域における構成比を全国における構成比で割って算出した値。この値が1を超えると、全国に比べてその産業の集積が進んでいることを意味する。

【な】

南海トラフ地震	東海沖から四国沖にかけての領域を震源として、おおむね100～150年間隔で発生している大きな地震のこと。
---------	--

【に】

二次予防事業	65歳以上の高齢者に対し「基本チェックリスト」を基に生活機能の評価を行い、要介護状態等になるリスクの高い人を対象に生活機能改善等を行う事業。
--------	--

二宮忠八	ライト兄弟よりも先に飛行原理を発見し、飛行機の開発に尽力した航空界の先駆的人物。日本人初のゴム動力によるカラス型飛行器を作成し飛行に成功したり、人が乗れる玉虫型飛行器を考案するなど、飛行機の実用化を試みていた。また、空の安全を願って自宅地内に、日本で唯一の航空安全の神社である飛行神社を創設した。
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。
日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」	「約800年間にわたり最高級の多種多様なお茶を作り続け、日本の特徴的文化である茶道など、我が国の喫茶文化の展開を生産、製茶面からリードし、発展をとげてきた歴史と、その発展段階毎の景観を残しつつ今に伝える独特で美しい茶畑、茶問屋、茶まつりなどの代表例が優良な状態で揃って残っている唯一の場所である。」という京都府南部地域のストーリーが評価され、平成27年4月24日付けで文化庁から認定。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手として創意工夫を行い農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で市町村が認めた者。

【の】

農地の多面的機能	水源の涵養 ^{かんよう} 、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農作物の生産以外に農地が持つ様々な機能のこと。
----------	---

【ひ】

非核平和都市宣言	暮らしの原点である自治体が率先して、核兵器の廃絶と軍備の縮小を訴え、その輪を広く全国、ひいては全世界に広げていくために行った宣言。八幡市は昭和57年9月28日制定。
標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準の大きさを示すもので、「標準税収入額」「普通交付税額」「地方譲与税」「臨時財政対策債発行可能額」を合計した額。

【ふ】

ファシリティマネジメント	市が保有する施設を経営資産と捉え、経営的視点から、総合的・長期的観点に立ち、コストとメリットの最適化を図りながら、施設を戦略的かつ適正に管理・活用していくという考え方。
ファミリーサポートセンター	「サポート会員（育児援助を行うことを希望する人）」により、「利用会員（育児援助を受けることを希望する人）」への育児援助活動を行う登録制会員組織。指月児童センター内に設置。

福祉避難所	災害時において、一般避難所での避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設。
扶助費	社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいう。

【ほ】

放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業と文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。
宝鶏市（ほうけいし）	中国陝西省の西部にあり、平成4年11月2日に友好都市提携を締結。
ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、介護・福祉・健康・医療などの専門職員を配置し、高齢者への総合的な支援を行う機関であり、市内各中学校圏域に設置。

【ま】

マイナンバー制度	住民登録のあるすべての人に1つの個人番号（12桁）を交付し、社会保障や税等の行政手続きに利用することで、国民の利便性向上などを図ることを目的とした制度。
マイラン村	米国オハイオ州にある発明王トーマス・アルバ・エジソンが生まれた村。エジソンが白熱電球のフィラメントに八幡の竹を使って実用化に成功したことを縁に、昭和61年8月12日に友好都市協定を締結。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。

【み】

水防災意識社会再構築ビジョン	平成27年9月の関東・東北豪雨災害を機に国土交通省が策定したもので、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村において、水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとしている。
みどりのつどい（グリーンカーテン講習会）	グリーンカーテン（つる性の植物を建物の軒先に植えることにより室内の温度を低下させ、省エネを促進させる取組）を普及させ、防災・環境保全・レクリエーション等、市民生活に欠かせないものである「みどり」を大切にす豊かな心を育むことを目的に、「八幡市環境市民ネット」が中心となって開催する講習会。

みどりの約束（区域分）	土地所有者等との間において、“みどり”の保全についての協定「みどりの約束」を締結し、残されたみどりを保護・育成することで、生活環境の向上を図る事業。
みどりの約束（樹木分）	樹木所有者等との間において、“みどり”の保全についての協定「みどりの約束」を締結し、残されたみどりを保護・育成することで、生活環境の向上を図る事業。
民泊新法 （住宅宿泊事業法）	住宅宿泊事業（民泊）が適正に遂行されるよう、事業者へ届出や宿泊者の衛生および安全の確保等を義務付けるなど、必要なルールを定めた法律。（平成29年6月成立・施行）

【や】

山城北医療圏	八幡市のほか、宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町の4市3町で構成される二次医療圏。二次医療圏とは、一般的な入院医療の整備が図られる地域単位のこと。高度・特殊・専門的な入院医療の整備を図るべき単位として、三次医療圏があるが、京都府は地理的条件、交通条件などから府全域を三次医療圏の単位としている。
八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業	「まちの美化は私たちにまかせて！」と市民の皆さんが公共の場所、公園や歩道などをわが子のように愛情をもって面倒をみていくという事業。公園や歩道など一定の区画を気持ちよく利用できるように、ごみを拾ったり樹木に水をやったり除草したりする無償のボランティア活動を市が支援することにより、市と市民との協働でまちの美化を推進する。
八幡市・エジソン生家博物館 連携に関する宣言書	マイラン村との友好都市協定の締結から30年以上が経過したこと、また、市制施行40周年を記念し、両まちの交流をますます発展させることを目的に、平成29年10月31日にマイラン村にあるエジソン生家博物館と締結した宣言書。
八幡市あんしんネットワーク	協力事業所による普段のさりげない見守りを行うとともに、認知症高齢者等が行方不明になった際に事前登録制度を活用し、警察署や協力機関が情報共有・相互協力を行うことで早期発見・保護につなげるシステム。
八幡市いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、本市立小中学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めたもの。
八幡市障がい者地域生活支援協議会	相談支援事業の充実を図るとともに、障がい福祉サービス事業所をはじめ保健・医療、教育・雇用関係機関等とネットワークを構築することによって、福祉サービスの普及・改善を図り、障がい者の自立と社会参加を支援する機関。
八幡市地域担い手育成総合支援協議会	担い手の経営改善支援に取り組むとともに、新たな担い手の育成・確保に向けた取組を強化し、地域農業構造の確立及び耕作放棄地の再生利用等に取り組んでいる機関。

八幡で買おう応援事業	地域における消費拡大を目的に、市内の商業団体や複数商店が組織する実行委員会等が行う販売促進事業やイベント等の事業費に一部を助成する事業。
------------	--

【よ】

要保護児童 対策地域協議会	支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う目的で設置する機関（児童福祉法第25条の2第2項）。
------------------	--

【ら】

ライフサイクルコスト	建設時の費用だけでなく、維持・修繕や改築（長寿命化対策）、最終的な処分までに要するすべての費用総計のこと。なお、簡便的に処分を見込まない場合もライフサイクルコストとする場合がある。
------------	--

【り】

リカレント教育	学校を卒業して社会に出た後、仕事等に必要な知識や技能などを生涯にわたって学び直す「教育」と仕事や余暇活動などの他の諸活動を交互に行うこと。
---------	---

【れ】

歴史街道計画	伊勢、飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸を結ぶ軸をメインルートに日本を代表する歴史文化を活用し「日本文化の発信」「歴史文化を活かした余暇づくり」「歴史文化を活かした地域づくり」をめざす計画。
--------	--

【ろ】

ローカルイノベーション	イノベーション（新しい技術やアイデアをもとに、新たな価値を創造し、社会に変化をもたらす動き）を地域から起こそうという取組。
-------------	---

V. 条例・規則等

1 八幡市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に別表のとおり附属機関を置く。

（委任）

第3条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（抜粋）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
市長	八幡市総合計画審議会	総合計画のうち基本構想又は基本計画に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務

2 八幡市総合計画策定条例

（目的）

第1条 この条例は、市のまちづくりの指針となる総合計画の策定に関し、必要な事項を定めることにより、市政の総合的かつ計画的な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- （2） 基本構想 市の将来都市像及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を示すものをいう。
- （3） 基本計画 基本構想を実現するため、施策を総合的かつ体系的に示す市政の基本的な計画をいう。
- （4） 実施計画 基本計画を実現するための具体的な事業計画をいう。

(議会の議決)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、基本構想の策定、変更又は廃止については、議会の議決すべき事件とする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第4条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(公表)

第5条 市長は、基本構想、基本計画又は実施計画（以下「基本構想等」という。）の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、基本構想等の変更について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

3 八幡市総合計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、八幡市附属機関の設置に関する条例（昭和44年八幡市条例第16号）第3条の規定に基づき、八幡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員65名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員若干名を任命することができる。

4 審議会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 市長は、委員から退職の申出があつたとき、または委員に特別の事由が生じたときは、任期中であつても当該委員を解任することができる。

3 委員は、任期満了後も後任者が任命されるまでは、その職務を行なう。

4 委員は、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 第2条第4項に基づき専門部会を設置したときは、構成員の互選により部会長及び副部会長を選任するものとする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議の議長は、会長がつとめる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門部会は、部会長が招集し、会議の長をつとめる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

4 八幡市総合計画に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、八幡市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画策定委員会)

第2条 総合計画に関する調査及び研究並びに総合計画策定のため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、委員会の事務を総括する。
- 4 副委員長は、政策推進部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、八幡市庁議等設置規程（平成5年八幡市規程第9号）第3条第1項に規定する職員（市長を除く。）とする。

6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 総合計画に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 市長の指示に基づく総合計画原案の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し特に必要な事項

(幹事)

第4条 委員会の職務を補助し、各課等の意見を総合計画に反映するため、市長の事務部局、議会の事務部局、公営企業、消防本部及び教育委員会の事務部局の関係各課等に幹事を置く。

2 幹事は、市長が任命する。

3 幹事は、幹事会を組織し、政策推進部長が招集する。

4 幹事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員及び幹事以外の者を委員会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総合計画の実施)

第6条 部長及び課長（これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）は、総合計画の実施に際して、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行う等総合計画に定められた事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、部長及び課長に対し、総合計画に定められた事務事業の進捗状況について報告させるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画担当課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

VI. 関係者名簿

1 第5次八幡市総合計画審議会 委員名簿

【五十音順：敬称略】

	氏 名	所属等	備 考
会 長	橋本 行史	関西大学政策創造学部 教授 (八幡市行財政改革検討懇談会 会長)	
副 会 長	岡山 敏哉	大阪工業大学工学部 教授 (八幡市都市計画審議会 会長)	第2部会 部会長
副 会 長	加藤 博史	龍谷大学短期大学部 教授 (八幡市福祉のまちづくり推進協議会 委員長)	第1部会 部会長
委 員	家村 咲栄	八幡市社会教育委員 副委員長	
	石川 純	八幡市民生児童委員協議会 理事	
	泉谷 透	京阪電鉄不動産株式会社 取締役 事業推進部長兼戸建事業部長	
	井上 好光	株式会社京都銀行 八幡中央支店 支店長	平成29年6月29日から
	岩成 功	八幡市人権教育推進協議会 会長	
	尾形 良治	NPO法人 八幡まちおこしの会 会長	
	岡本 圭司	京都府山城広域振興局 局長	
	沖田 悟傳	京都府山城教育局 局長	
	奥村 正明	八幡市自治連合会 幹事	
	川原 絵美	市民公募	
	河原崎 保	一般社団法人 八幡市体育協会 会長	
	木下 重喜	京都府八幡警察署 署長	平成29年3月21日から
	桑島 偉倫	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長	平成29年7月6日まで
	小林 敦	市民公募	
	高田 稔幸	八幡市工業会 副会長	
	田中 恆清	一般社団法人 八幡市観光協会 理事長	
	田邊 昭	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 ストック事業推進部 部長	平成29年4月1日から
	谷口 栄一	京都大学 名誉教授 (やわたスマートウェルネスシティ推進協議会 委員)	第2部会 副部会長
	塚本 貴昭	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 ストック事業推進部 部長	平成29年3月31日まで
	辻村 修太郎	だんだんテラスの会	
	出嶋 隆富	株式会社京都銀行 八幡中央支店 支店長	平成29年6月28日まで

委 員	豊田 勝代	京都やましろ農業協同組合 理事	
	中川 一	京都大学防災研究所附属流域災害研究センター 教授	
	能瀬 巖	社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会 会長	平成29年6月29日まで
	東出 成記	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長	平成29年7月7日から
	藤田 美代子	八幡市女性団体連絡協議会 理事	
	古市 久子	愛知東邦大学教育学部 教授 (八幡市子ども・子育て会議 委員)	第1部会 副部会長
	政 博之	市民公募	
	松下 順英	八幡市教育委員会 委員長	
	松本 伍男	社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会 会長	平成29年6月30日から
	三尾 昌樹	京都府八幡警察署 署長	平成29年3月20日まで
	溝口 知男	八幡市商工会 会長	
	八木 英夫	八幡市環境市民ネット 副会長	
	吉田 元男	八幡市文化協会 会長	

2 総合計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
副市長	丹下 均	委員長
教育長	谷口 正弘	
政策推進部長	足立 善計	副委員長
政策推進部参与	浅川 昌之	
総務部長	柏本 修介	
総務部技監	岸本 洪一	
市民部長	神村 僚二	
環境経済部長	福田 賢二	
福祉部長	茨木 章	平成29年3月まで
福祉部長	辻 和彦	平成29年4月から
健康部長	吉川 佳一	
都市整備部長	藤田 孝志	
会計管理者	塚脇 則之	
消防長	西田 良彦	平成29年3月まで
消防長	大東 康之	平成29年3月まで教育部長
上下水道部長	宮寄 稔	平成29年4月から
教育部長	越本 敏生	平成29年3月まで上下水道部長

3 総合計画策定幹事会 幹事名簿

【五十音順：敬称略】

氏 名	備 考
青山 欣生	
家村 聡一	平成29年 3月まで
犬伏 和弘	
大野 竜弥	平成29年 4月から
大野 保之	
岡崎 朋二	平成29年 3月まで
岡田 幹夫	平成29年 4月から
小川 友基	
荻野 哲也	
奥村 則雄	
梯 英彦	
北村 英司	
倉田 三子	
小泉 大志	
小久保 暢洋	
小西 道宏	
小林 聡美	平成29年 4月から
坂井 隆治	
澤田 健二	
澁谷 淳一	
末森 哲也	
田岡 実	平成29年 4月から
田制 亜紀子	
辻 博之	
寺田 伸一	
寺本 正知	

氏 名	備 考
百々 恵一	
永井 哲	
長井 由佳里	平成29年 3月まで
永淵 真也	平成29年 4月から
野村 雄樹	
林 左和子	
板東 貴弘	
日根 青樹	
平尾 耕一	
福川 寛	平成29年 3月まで
別生 栄次郎	平成29年 3月まで
正田 貴史	
増永 浩子	
宮川 寿啓	
森 みゆき	
森本 利行	
安田 和久	
山内 博喜	
山口 潤也	
山田 誠	平成29年 3月まで
山本 恵祐	
山本 寿成	
山本 美奈子	
吉田 順一	平成29年 4月から
吉田 行広	

第5次八幡市総合計画

2018（平成30）年3月

■発行／八幡市

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

TEL (075) 983-1111（代表）

URL <http://www.city.yawata.kyoto.jp>

■編集／政策推進部政策推進課

住んでよし、訪れてよし

Smart Wellness City,
Smart Welcoming City

みんなで創って好きになる
健やかで心豊かに暮らせるまち



八 幡 市

